

第 10 章 移動タンク貯蔵所の基準（危政令第 15 条）

第 1 移動タンク貯蔵所の基準

「積載式移動タンク貯蔵所」とは、移動タンク貯蔵所のうち移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有するものをいう。したがって、移動貯蔵タンクを車両のシャーシフレームに U ボルト等により緊結したもので、積替えのためのつり金具、フォークリフトポケット等を備えていないものは、積載式移動タンク貯蔵所に該当しない。（H1.3.1 消防危第 14 号、消防特第 34 号）

第 2 移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準

1 移動タンク貯蔵所（第 1 項）

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」（S48.3.12 消防予第 45 条）によるほか、次によること。

(1) 常置場所（第 1 項第 1 号、第 2 項から第 5 項）

ア 原則、既許可の移動タンク貯蔵所の常置場所と同一の場所を常置場所とすることはできないこと。ただし、新しい移動タンク貯蔵所の完成検査までに既許可の移動タンク貯蔵所を廃止又は転出させる場合は、この限りでない。また、同一敷地内に複数の移動タンク貯蔵所を常置する場合には、当該台数が敷地の面積に対して、適正であること。

イ 常置場所には、移動タンク貯蔵所の常置場所である旨を表示した掲示板を設けるよう指導すること。

ウ 屋外及び屋内の常置場所には、移動タンク貯蔵所の周囲に 0.5m 以上の幅の空地を有するよう指導すること。

なお、複数の移動タンク貯蔵所を設置する場合、それぞれの移動タンク貯蔵所の周囲に設ける空地は相互に重ならないようにすること。

エ 常置場所は、建築物等の可燃性の部分及び火気を使用する箇所から火災予防上安全な距離をとるよう指導すること。ただし、防火上有効な塀がある場合は、この限りではない。

(2) 移動貯蔵タンクの構造（第 1 項第 2 号）

タンク鏡板にマンホールを設けることはできない。（S 55 消防危第 155 号）

(3) 注入ホース、配管等（第 1 項第 15 号）

ア 配管に設けるサイトグラスは、火災予防上安全なものとするよう指導すること。（H13 消防危第 24 号）

また、結合金具に設けるサイトグラスは、「給油ホースの結合金具について」（S 57 消防危第 39 号）及び「危険物移動タンク貯蔵所の結合金具におけるサイトグラスの使用について」（S57 消防危第 49 号）によること。

イ 吐出口に給油ホースの結合金具として、ワンタッチ式カップリングの使用は認められる。（S55 消防危第 53 号）（S 56 消防危第 42 号）

ウ 小分けを目的とする給油ホースの長さには定めはないが、必要最小限の長さにとどめるよう指導すること。（S52 消防危第 59 号）

エ ボトムローディング方式（充填所での危険物の受け入れ時にタンク上部でなく、吐出口及び低弁から受け入れる方式）の移動タンク貯蔵所の構造は、「移動タンク貯蔵所への危険物注入設備の構造及びそれに伴う移動タンク貯蔵所の構造」（S57 消防危第 15 号）によること。

オ 動植物油類を貯蔵及び取り扱う場合、危政令第 23 条を適用し、蒸気による加熱配管を設けることができる。

なお、当該配管は危政令第 9 条第 21 号イの水圧試験の例により水圧試験を行うよう指導すること。（S52 消防危第 37 号）

(4) 表示設備（第 1 項第 17 号）

危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備は、その内容を鏡板に直接記入することで認められる。（H1 消防危第 64 号）

ア 複数の危険物を貯蔵する移動タンク貯蔵所において、その危険物のうち最も比重の小さいものを最大量貯蔵できるように（空間容積が 5%以上 10%以下の範囲に入るよう確保する。）タンクを製作した場合は、次によることができる。（H10 消防危第 90 号）

（ア）当該危険物より比重の大きな危険物を貯蔵する場合には、道路運送車両法上の最大積載量の観点から空間容積が 10%を超えるタンク室が生じる。

（イ）許可に係る指定数量の倍数は、指定数量の倍数が最大となる危険物の貯蔵形態について算定する。

（ウ）移動貯蔵タンクの側面枠及び接地角度計算において用いる貯蔵物重量は道路運送車両法の最大積載量を用いて算定する。

イ 圧送ポンプ、容器詰め替え用のホース、ノズル等は、引火点 40°C未満の危険物のみを貯蔵する移動タンク貯蔵所には設けることができない。ただし、引火点 40°C未満の危険物と引火点 40°C以上の危険物を、同時に又は交互に貯蔵する移動タンク貯蔵所においては、設けることができる。（引火点 40°C未満の危険物に当該ポンプ等を使用することはできない。）

(5) ポンプ

ア ポンプの動力源として、車の動力源を使用しない積載式エンジンを設けることは認められず、外電から受電して使用する火災予防上安全なモーター及びポンプを設けることは、認められる（引火点 40°C以上の危険物に限る）。（S51 消防危第 71 号）（S53 消防危第 62 号）

イ 被けん引車形式の移動タンク貯蔵所にポンプを設けるときは、けん引車側にポンプを設ける等火災予防上支障のある場合は認められない。（S57 消防危第 54 号）（S58 消防危第 124 号）

(6) 安全装置

安全装置のパッキンの材質としてコルク又は合成ゴム（耐油性を有するものに限る。）を使用することができる。（S46 消防予第 1 号質疑）

(7) その他

ア 混油防止装置を取り付ける場合は、次によること。（S56 消防危第 109 号）

- (ア) 低弁は手動閉鎖装置の閉鎖弁と一体となっていること。
- (イ) 手動閉鎖装置の閉鎖弁は送油する時以外は閉鎖されていること。
- (ウ) 電気配線関係は防爆を考慮したものを使用し、機器は防水型の箱に収め、各スイッチはアークの発生しない構造とすること。
- (エ) 当該装置を取り付けても目視等による定期点検を行うことができること。

イ 防護枠の後部に、後方確認用のカメラを設置する場合は、次によること。(H1 消防危第 64 号)

(ア) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合には電気設備は防爆構造とすること。

(イ) 当該カメラを設置することにより防護枠の強度に影響を与えないものであること。

2 積載式移動タンク貯蔵所 (第 2 項)

(1) 許可の件数、対象、コンテナの積み替え等

「積載式移動タンク貯蔵所の取り扱いに関する運用基準」(H4 消防危第 54 号)によること。

(2) 位置、構造、設備の基準

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」(S48 消防予第 45 号)によること。

(3) 国際輸送用のタンクコンテナ

国際輸送用のタンクコンテナを車両に積載する移動タンク貯蔵所については、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準」(H13 消防危第 50 号)、「国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所に関する許可等に係る資料の送付について」(H4 消防危第 93 号)によること。

3 航空機又は船舶の燃料タンクに給油する移動タンク貯蔵所 (第 3 項)

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針」(S48 消防予第 45 号)

4 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程 (IMDG コード) に定める基準に適合する移動タンク貯蔵所 (第 5 項)

(1) 「移動タンク貯蔵所の技術上の基準等 (IMDG コード型タンクローリー車、運転要員の確保関係) に係る運用について」によること。(H16 消防危第 35 号)

(2) IMDG コードにおいてタンクの諸元毎に定められている適応する危険物に係る規定について適合すること。(H25 消防危第 25 号)

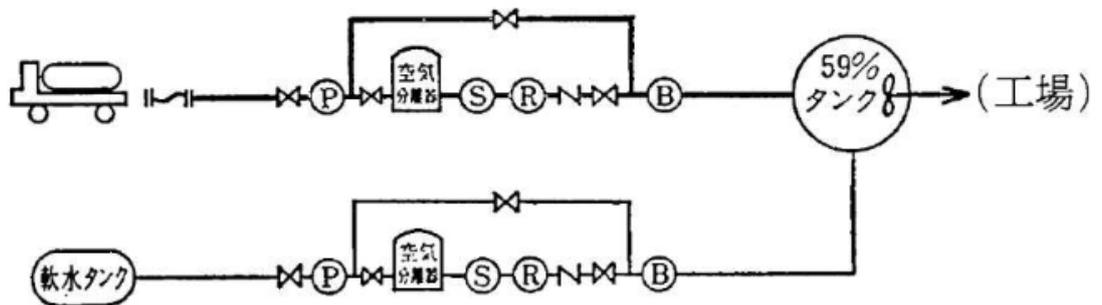
第 3 移動タンク貯蔵所の貯蔵及び取扱いの技術上の基準

1 移動タンク貯蔵所による危険物の移送を行う場合においても、法第 10 条第 3 項に規定する貯蔵及び取扱いの基準に適合すること。(S59 消防危第 19 号)

2 移動タンク貯蔵所から引火点が 40°C 以上の第 4 類の危険物を、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル (手動開閉装置を開放の状態に固定する装置を備えたものを除く。) により自動車等の燃料タンクに直接危険物を給油する行為は、同一場所における給油量が指定数量未満の場合は認められる。(H2 消防危第 105 号)

- 3 容器に収納された危険物を車体に固定された専用ケースで運ぶことについて、移動タンク貯蔵所は移動貯蔵タンクによる移送が一義的な形態であるが、同時に移送している危険物との関連性や数量等によっては、認められる場合もあること。(H14 消防危第 29 号)
- 4 例図1のように、予め水を入れてあるタンクに移動タンク貯蔵所からエチルアルコールを注入して混合する場合、また、例図2のように、移動タンク貯蔵所及び水タンクから同時にポンプ設備を使用して配管中において混合する場合について、これらの形態のように、危険物の取扱い工程(混合・希釈)の一部に移動タンク貯蔵所が組み入れられ使用されることは、移動タンク貯蔵所の貯蔵に伴う取扱いとは解されないもので、認められない。(S56 消防危第 83 号)

例図1



例図2

